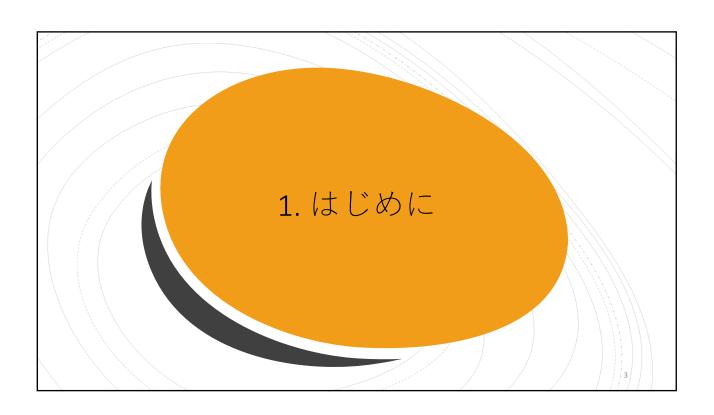
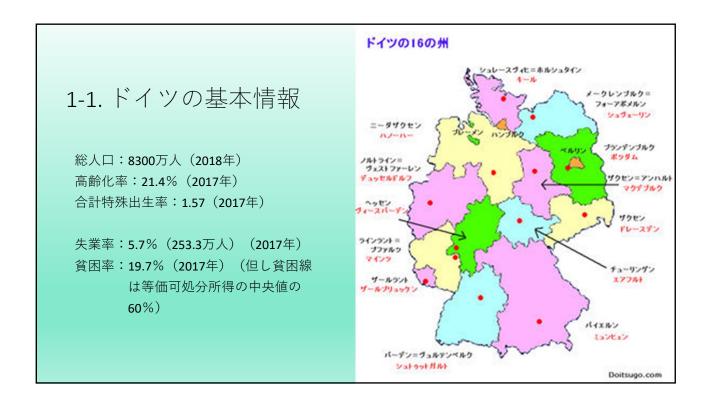


目次

- 1. はじめに
- 2. 家賃補助:住居費給付と住宅手当
- 3. 社会住宅
- 4. その他
- 5. おわりに





1-1-1. ドイツの世帯構成

総世帯数:4130万世帯(2017年) 平均世帯人員数:2人(2017年) 単身世帯比率:41.8%(2017年) 図表1:ドイツの世帯構成 (2017年)

12.	1 7 2 113 113770 (2027 1				
	世帯数		人数		
	(万世帯)	%	(万人)	%	
合計	4130.0	100.0	8263.8	100.0	
1人世帯	1726.3	41.8	1726.3	20.9	
2人世帯	1385.0	33.5	2770.1	33.5	
3人世帯	497.2	12.0	1491.5	18.0	
4人世帯	382.3	9.3	1529.1	18.5	
5人以上世帯	139.7	3.4	746.9	9.0	
旧西	まドイツ (ベル	レリンを	除く)		
合計	3280.7	100.0	6658.8	100.0	
1人世帯	1351.7	41.2	1351.7	20.3	
2人世帯	1085.5	33.1	33.1 2170.9		
3人世帯	400.5	12.2	1201.5	18.0	
4人世帯	322.3	9.8	1289.3	19.4	
5人以上世帯	120.7	20.7 3.7 645.3		9.7	
旧東	ミドイツ (ベル	レリンを	含む)		
合計	849.7	100.0	1605.1	100.0	
1人世帯	374.5	44.1 374.5		23.3	
2人世帯	299.6	35.3	599.1	37.3	
3人世帯	96.7	11.4	1.4 290.0 18.1		
4人世帯	60.0	7.1	239.8 14.9		
5人以上世帯	19.0	2.2	101.6 6.3		

出所:Destatis(2019)

1-1-2. 住宅関連の基本情報

- *持家の割合(44%)よりも賃貸住宅の 割合(56%)が高い。
- *家賃負担率(世帯の可処分所得に占める 家賃の割合)は27.2%(2014年)

· 単身世帯: 30.7% · 2人世帯: 23.6% · 3人世帯: 23.4% · 4人世帯: 22.8% · 5人以上世帯: 24.6%

※ベルリンは28.9%、バイエルン州は26.6%。

*社会予算に占める住宅関連支出の割合: 2% (2017年)

図表2:持家と賃貸住宅の世帯数(世帯形態 別)(2014年)

世帯構造	合計	持家	賃貸住宅		
	単位:万	単位:%			
世帯					
合計	3867.4	44.0	56.0		
単身世帯	1562.4	27.6	72.4		
2人世帯	1344.1	52.7	47.3		
3人以上世帯	960.9	58.6	41.4		
高齢者世帯					
송計	963.2	53.0	47.0		
単身世帯	545.8	44.0	56.0		
2人以上世帯	417.4	64.9	35.1		
家族世帯					
合計	773.4	49.7	50.3		
1人以上の未成年の子を持つひとり親	154.4	21.2	78.8		
1人以上の未成年の子を持つ夫婦	619.2	56.8	43.2		
子のない夫婦世帯	1358.2	59.9	40.1		

注1:高齢者世帯とは65歳以上の者からなる世帯をさす。

注2:未成年とは18歳未満をさす。

注3:子のない夫婦世帯とは、子および家族外の

者を含まない夫婦世帯をさす。

出所:Destatis (2019)

1-2. ドイツの住宅政策の課題

- *家賃の急激な上昇傾向:特にミュンヘンなどの大都市で問題に。
- ・2004年から2014年にかけての主要都市の家賃の伸び率:ベルリン45%、ドレスデン27%、ミュンヘン27%、 ニュルンベルク25%、フランクフルト18%、ライプツィヒ10%など(Welt2015)。
- ・2013年の賃貸法(Mietrecht)改正:家賃キャップ(Kappungsgrenze)の導入。州は、今後3年間に15%までしか家賃を値上げできない地域を定めることが可能に(その他の地域は同20%まで値上げが可能)。
- *家賃ブレーキ(Mietpreisbremse): 2015年6月より、多くの州や自治体において導入された。
- ・比較家賃(Vergleichsmiete)(当該自治体における過去4年間の住宅に対する支出状況を勘案して設定) + 10%までしか家賃を設定してはならない。
- ⇔リノベーション (Modernisierung) の増加により、特に大都市において機能せず。
- *住宅費がかなりの負担であると感じる人の割合は13.3%(困窮者における割合は24.4%)。少し負担であると感じる人の割合は57.2%(困窮者における割合は53.3%)(2017年)(Destatis2019)。

1-3. 調査目的

- *人口が流入する大都市において、低所得者や住宅獲得困難者 (移民、高齢者、障害者、若者など)はどのように住宅を獲得 しているのか?
- そのためにどのような工夫が、どのような主体によりなされているのか?
- ←バイエルン州(人口1300万人)とミュンヘン市(同154万人) を中心に調査。
- ・家賃補助(住居費給付と住宅手当)と社会住宅に着目。
- ・家賃高騰を防ぐための工夫にも着目。

1-4. 調査スケジュールとインタビュー先一覧 2018年9月3日 (月) 14:00~16:00 連邦内務・建設・国土省(Bundesministerium des Innen, für Bau und Heimat: BMI)(ベルリン) Herr Dr. Brechschmidt(社会住宅担当), Frau Rau(住宅手当担当課長), Frau Manuela Frank(住宅手当担当) 2018年9月4日 (火) 14:00~15:30 連邦労働社会省(Bundesministerium für Arbeit und Soziales: BMAS)(ベルリン) Herr Martin Vogt(消極的給付担当課長) 2018年9月6日 (木) 14:00~16:00 住宅・環境機構(Institut Wohnen und Umwelt)(ダルムシュタット) Herr Dr. Max-Christopher Krapp(研究員) 2018年9月7日 (金) 14:00~16:30 連邦建設・都市・空間研究機構(Bundesinstitut für Bau-, Stadt- und Raumforschung: BBSR)(ボン) Herr Mathias Metzmacher (主任研究員)、Herr Ernst Degener (研究員) 2018年9月11日(火)13:00~15:00 ミュンヘン市社会課住宅・移民局(Landesauptstadt München Sozialreferat Amt für Wohnen und Migration Soziale Wohnraumversorgung Abteilungsleiter)(ミュンヘン) Frau Monika Betzenbichler (社会住宅提供課長) 2018年9月12日(水)15:00~17:00 パイエルン州内務・建設・交通省住宅庁(Oberster Baubehörde im Bayerischen Staatsministerium des Innen, für Bau und Verkbehr)(ミュンヘン) Herr Gottfried Weiss(住空間助成課長), Frau Angela Kick(都市建築助成・住宅手当・税法・賃貸法担当政府職員) 2018年9月13日 (水) 10:00~11:30 バイエルン住宅企業団体(VdW Bayern)(ミュンヘン) Herr Tobias Staubinger(広報担当)



2-1. 家賃補助

- *住居費給付(Kosten der Unterkunft: KdU):公的扶助 (社会扶助と求職者基礎保障)受給世帯に給付される。
- ↑ 社会扶助(SGBXII):稼働能力を持たない困窮者への給付。
- └ 求職者基礎保障(SGBⅡ):稼働能力を持つ困窮者への給付。
- ・基本的に住居費全額を保障する。
- *住宅手当(Wohngeld):公的扶助を受給していない低所得世帯に給付される。
- ・住居費全額を保障するのではなく、あくまで部分保障。

2-1-1. 家賃補助の特徴

- *住居費給付と住宅手当は併給されない。
- *住居費給付は暖房費を含むが、住宅手当は暖房費を含まない。
- *持家居住者にも支給される(負担補助:Lastenzuschuss)。
- ・算定方法:ローン・金利・返済、土地税、管理費(一律で1㎡当り36€) の年額を出してから1か月換算で算出。
- ・住宅手当受給世帯(59.2万世帯)に占める負担補助受給世帯の割合は 7.3%(4.3万世帯)(2017年)。←大部分が家賃に対する補助を受給。

2-2. 住居費給付の概要①

*根拠法:社会法典第2編(求職者基礎保障) (SGBII) (稼働能力を持つ困窮者向け)と社会法典第12編(社会扶助) (SGBXII) (稼働能力を持たない困窮者向け)

*暖房費も含む実費相当額が適切な範囲で支給される。

*適切性(Angemessenheit)の基準

・根拠概念(Schlüsselkonzepte)(連邦社会裁判所が2009年 に作成)という規則に基づき、家賃概況(Mietspiegel)(当該 自治体の一般賃貸住宅の適正家賃一覧表)と比較対象地域 (Vergleichsraum)(周辺エリア)の状況を勘案して、州また は市町村が定める。 図表3:ミュンヘンにおける暖房費を除く 家賃(Bruttokaltmiete)上限月額の基準 値(2018年10月以降)

世帯人数	居住面積	家賃上限月額	昨年比上昇率
1	50 m ²	660 €	0.5%
2	65 m ²	869 €	16.8%
3	75 m ²	1,040 €	19.5%
4	90 m²	1,172 €	7.2%
5	105m²	1,426 €	11.7%
6	120m²	1,713 €	9.6%

出所: münchen.de (2018)

2-2. 住居費給付の概要②

*受給者数

·SGB II : 593.1万人 (301.4万世帯) (2018年10月時点)

・SGBXII: 37.5万人(2017年末時点)

* 費用

·SGB II : 14.9億€(2018年10月時点)(BA2019)

・SGBXII: 1.2億€(2017年末時点)

*1人当り平均受給額

・SGB II :251.2€(2018年10月時点) ・SGBXII:333€(2017年末時点)

2-3. 住宅手当の概要

- *根拠法:住宅手当法(Wohngeldgesetz)
- *受給世帯数:59.2万世帯(うち約93%が家賃補助)(2017年)。
- ・世帯全体に占める割合:1.4%(2017年)。
- *受給世帯の平均月額家賃:459€(2017年)。
- *受給世帯の平均受給月額:153€(2017年)。
- →おおよそ、家賃の33%をカバー。
- *受給期間:申請をした月から12か月(更新あり)。
- *支出額:11.3億€(2017年)。社会予算(9655億€)に占める割合は0.1%。
- *費用負担:連邦と州の折半。
- *長所:スティグマがない。申請手続きが容易。

2-3-1. 住宅手当の算定方法①

- *給付額の算定方法:居住する自治体の家賃段階、家賃月額(暖房費は含まれない)、対象世帯の総所得月額、世帯人数によって支給額を決定。
- ・家賃段階:全国の自治体を家賃水準別に I ~VI段階に区分(VI段階が最高)。例:ベルリンはIV段階、ミュンヘンはVI段階。
- ・家賃月額:世帯人数と家賃段階ごとに上限額を設定。

例:ミュンヘンの単身世帯の家賃上限額は522€、4人世帯のそれは879€。

・総所得月額:上限あり。

例:ミュンヘンの場合、単身世帯は1,010€、4人世帯は2,166€。

2-3-1. 住宅手当の算定方法②

*住宅手当の算定式

住宅手当月額=1.15×(家賃月額-(a+b×家賃月額+c×総所得月額)×総所得月額)

注:係数a, b, cの値

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
а	0.04	0.03	0.03	0.01	0	-0.01
b	0.00063	0.00044	0.00038	0.00034	0.0003	0.00028
С	0.000138	0.000103	0.000083	0.000043	0.000042	0.000036

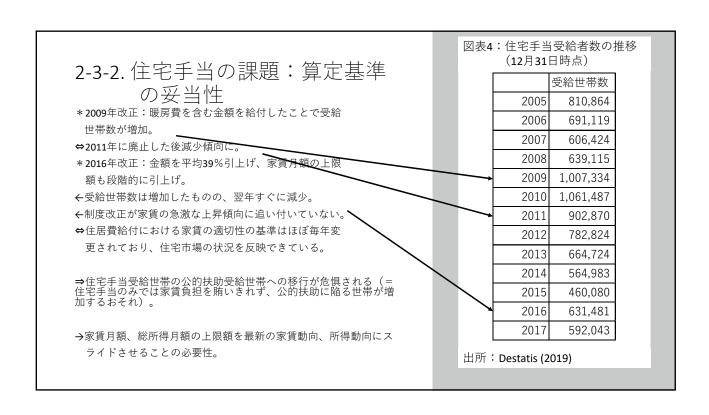
出所:住宅手当法19条および別紙1。

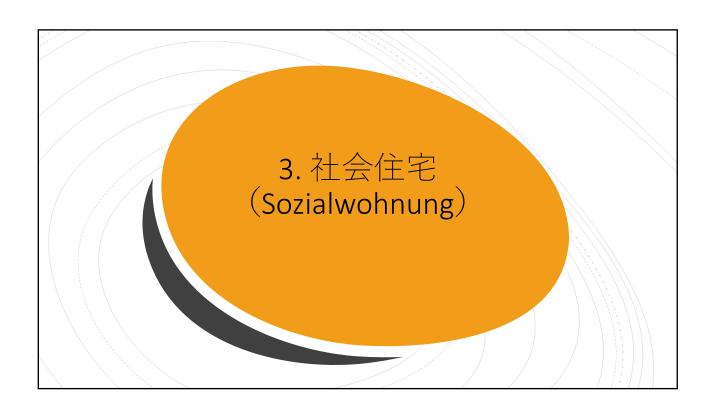
例:ミュンヘン(家賃段階Ⅵ)に住む4人世帯。家賃月額800€、

総所得月額2,000€の場合は、

 $1.15 \times (800 - (0.01 + 0.00034 \times 800 + 0.000043 \times 2,000) \times 2000)$

=73.6€が住宅手当月額となる。





3. 社会住宅の概要①

- *民間住宅が建設時に公的助成(貸付金または補助金)を受け、 貸付金が返済されるまでの期間、または補助金を交付される期間(拘束期間:Bindungsfrist)、社会住宅として機能する。
- ・州が管轄する(2007年に連邦→州へ権限移譲)。
- ・根拠法:州ごとに制定される住空間助成法 (Wohnraumförderungsgesetz)。
- ・拘束期間:州や市町村ごとに規定される。例:バイエルン州では25~40年。
- ・拘束期間終了後は、社会住宅は一定期間(バイエルン州の場合は3年または10年)をおいた後、通常の民間住宅となる。

- 3. 社会住宅の概要②
- *住宅会社は、住宅の建設・改善にあたり、州や自治体から優遇 条件での助成を受けられる。
- ・連邦は2006年までは、毎年3-4億€を拠出。州からも同額が拠出 され、人口比で各州に配分された。
- ⇔権限移譲に伴って拠出が廃止されたため、その代わりとして、 2007年から州に調整給付を実施(2019年まで)。

2013年までは住宅建設に使途が限定されていたが、それ以降は限定されず、州が優先度を勘案して使途を決定する。

- 3-1. 入居拘束(Belegungsbindung)と家賃拘束 (Mietpreisbindung)
- *社会住宅の入居者は、居住権利証(Wohnberechtigungsschein: WBS)を持つ世帯に限られる。
- ・WBSは、一定の所得限度(州ごとに異なる)を超えない場合に授与される。
- ・一般住宅市場のもとでは適切な住居を調達できず、適切な支援もなされない世帯が対象(特に子持ち世帯が優遇される)。
- ・入居者の選択基準は州や自治体によって異なる。
- 例:バイエルン州は優先順位をつけている(障害者世帯や待機期間の長い世帯が優 先)。
- *家賃拘束
- ・賃貸人は、原価家賃(Kostenmiete) を超える家賃を社会住宅に設定しては からかし

例:バイエルンの平均的な原価家賃は 1㎡あたり5.96€ (2017年)。

図表5:バイエルン州における社会 住宅入居者の所得限度

	単身世帯	2人世帯	1人増える	子が1人増える
甲 月 世 市	2人世帝	場合の加算	場合の加算	
第1段階	14,000 €	22,000 €	4,000 €	1,000 €
第2段階	18,300 €	28,250 €	6,250 €	1,750 €
第3段階	22,600 €	34,500 €	8,500 €	2,500 €

出所: Bayerisches Staatsministerium für Familie, Arbeit und Soziales (2019)

3-2. 社会住宅の提供主体

- *様々な主体が関わる(州ごとに状況は異なる)。社会住宅のみならず通常の民間住宅も供給しているところが多い。
- ・住宅協同組合(Wohnungsgenossenschaft):持家と借家の融合体。 居住の際には会員権を購入して組合員となり、共同で所有・管理する。 連邦や自治体によって推奨されている。
- ・公的な住宅会社
- ・民間の住宅会社
- ・個人家主
- ・個人の住宅所有者(持家に対する助成)

例: ノルトライン・ヴェストファーレン州における社会住宅の 提供主体は、民間投資会社31%、自治体関連の住宅会社23%、 カリタス(宗教系)10%、協同組合6%、団体6%、その他の住宅 会社が24%(BBSRの提供資料)。

3-3. 社会住宅の現状

- *社会住宅の数:127万戸(2016年末時点)。全国の賃貸住宅数に占める割合は6%。
- ・社会住宅数の推移:1990年代以降、一貫して減少傾向。1990年(287万戸) →2016年(127万戸)→2020年(107万戸)との推計あり (BAG Wohnungslosenhilfe2017)。
- ・2017年に全国で建設された社会住宅の数:57,550戸(リノベーション含む)。 なお、2015年は5.1万戸、2016年は6.1万戸。
 - ←毎年80,000戸の社会住宅建築が必要との意見あり(GdW2018)。
- ・ミュンヘン市の例:市が管理する4.3万戸の社会住宅のうち、2018年は3,200戸が提供され たが、申請者は3万人に達した。
- *多くの自治体は、少なくとも新築住宅の30%を社会住宅にすることを推奨。
- ・社会住宅の助成方法や現状は自治体によって大きく異なり、全国的に統一された報告システムが存在しない。
- →BMIとBBSRで統一的な報告システム構築のためのプロジェクトが進行中。

3-4. 社会住宅の利点

- *ゲットー化の防止
- ・低所得者世帯とそれ以外の世帯との社会ミックスを促進し、低 所得者の集住による「ゲットー化」を防止する。
- ・所得限度を超える居住者を退去させることはほとんどの州でしていない。調査の手間がかかり、また、退去させない方が望ましい場合もあるため。
- ※所得限度を超える居住者から不正入居料
 - (Fehlbelegungsabgabe) (別名:社会住宅調整金)を徴収しているのはヘッセン州のみ。
- ・社会住宅は、外見からではそれとは分からず、民間住宅と混合 で建築されることも増えている。

3-5. 社会住宅の課題:住宅数の減少①

- *ベルリンやミュンヘンでは、建築計画(Bebauungsplan)において、新たに建設される住宅の一定割合は社会住宅でなければならないと定めている。
- *社会住宅整備のため、連邦が再び社会住宅を管轄すべきとの議論が2018年末から議会でなされている。
- ←基本法改正が必要。2019年中には実現する見込み?

26

- 3-5. 社会住宅の課題:住宅数の減少②
- *原因①:投資家にとっての社会住宅の魅力の少なさ

*解決策

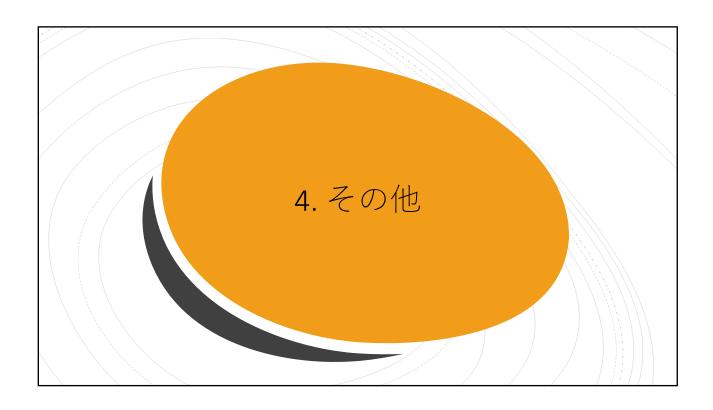
- ・助成の返済時の利子率を低くしたり、助成金額自体を増額する などの工夫を行う。減価償却率を上げる(現行の2%から3-4% に)。
- ・社会住宅を運営することのメリットを投資家に理解してもらう。
- ←近年では、社会住宅を建設すると大都市圏での建築許可が取り やすくなる(民間住宅との併設でも可)。
- ・新築にこだわらず、空き家をリノベーションして活用すること も視野に入れる必要あり(ドイツの空き家率は8%) (2014年)。

3-5. 社会住宅の課題:住宅数の減少③

- *原因②:建設用地取得の難しさ
- ・助成金は工面できても、土地が不足していることから建設が進 まない側面がある。
- ・住民の反対や自治体のインフラ整備の事情などが背景にある。

*解決策

- ・連邦レベル:大都市近郊の利用されていない農地を住宅用地に 開発しやすくするための手続きに関する議論。
- ・州・自治体レベル:独自の取組み。例:ミュンヘン市における Sozialgerechte Bodennutzung(SOBON)(社会的に公正な土地利 用)」という取組み(1994年開始)



4-1. 第4次メルケル政権 (CDU/CSUとSPDの大連立 政権) (2018年3月発足)における住宅政策の方針

- *住宅戦線(Wohnraumoffensive):大都市および人口過密地域(Ballungsraum)における住宅確保を可能にするための法律パッケージ。
- ・政権期間中(今後4年間)に150万戸の住宅を新たに建設する。
- ・社会住宅建設のために、2018年から2021年にかけて50億€を連邦が拠出する。
- →住宅・家賃サミットの開催(2018年9月):連邦(BMI)、州、自治体、住宅・不動産業界、賃借人団体、労働組合とで住宅戦線の方針を協議。
- ※支払い可能な住宅・建築のための同盟(2014年夏発足):連邦(BMI)、州、自治体、住宅・不動産業界、賃借人団体、労働組合、その他関連団体からなる。以下の4つの取組分野がある。
- ・住宅建設への投資の強化
- ・建設費用の引下げ
- ・年齢に応じた住宅リフォーム
- ・社会的かつ環境にやさしい住宅と建築

4-2. 家賃ブレーキと家賃キャップの強化

- *2019年の賃貸法改正(2018年11月成立、2019年1月施行の家賃法適正化 法)
- ・リノベーションの費用は1年当り8%(従来は11%)までしか家賃に賦課できない。
- ・リノベーションの費用は、今後6年間は1㎡当り3€までしか家賃に賦課できない。家賃が1㎡当り7€を下回る場合は、今後6年間は同2€までしか賦課できない。
- ・賃貸人は、新たな賃借人に対し、前の賃借人が支払っていた家賃 (Vormiete)を知らせることが義務づけられる。 ←不当な家賃値上げを防ぐ。

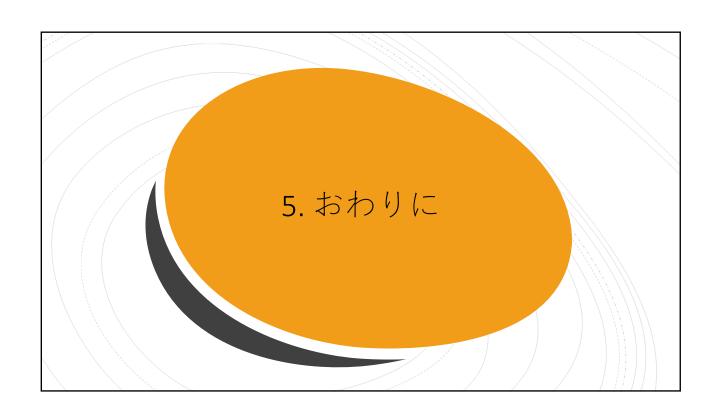
4-3. 家賃概況(Mietspiegel)について

- *1974年に導入されたが、すべての自治体に存在するわけではない。
- ・住民2万人未満の自治体の2%、同2万~5万人未満の自治体の41%、 同5万~10万人未満の自治体の75%、10万人以上の自治体の88%が 家賃概況を設定(2014年時点)(BBSR2015)。
- ・2年に1度更新され、当該地域の賃借人団体、賃貸人団体、自治体に承認されている家賃概況は、適格家賃概況(qualifizierter Mietspiegel)と呼ばれる(そうでないものは単純家賃概況と呼ばれる)。
- *作成しない自治体が存在する理由
- ・調査に費用と労力がかかる。
- ・必要を感じていない(比較家賃で代替)。
- ・設定することでかえって家賃が高く設定されるおそれがある。
- *家賃概況を作成していない自治体では、比較家賃が適切な家賃の基準とされる。

4-4. 住宅確保困難者に向けた取組み

- *若者、高齢者、障害者、難民向けなどの個別の取組みを連邦レベルで特にしているわけではない。
- ・州や自治体によっては個別の取組みを行っている。
- *バイエルン州の例:住空間促進法に基づいて展開されている政策パッケージ(Wohnungspakt Bayern:バイエルン住宅協定)(2016-2019年)の一環として住宅建設プログラム

(Wohnungsbauprogramm)が作られ、その中に様々な対象者向けの助成プログラム(Förderprogramm)が存在する。



*住宅手当:家賃や総所得月額の上限を家賃動向や所得動向にスライドさ せることが求められている。

*社会住宅:2006年以降州の管轄⇔管轄を連邦に戻そうとする動き。 投資家にとっての魅力を高め、用地も取得しやすくする ことが課題。

*州や自治体ごとに住宅確保困難者に向けた多彩な取組みがなされて いる。

*日本への示唆

・住宅手当:家賃や総所得月額の上限を家賃動向や所得動向にスライドさせた 上での導入は一考に値するのでは(生活保護の住宅扶助との併存も

・社会住宅:ゲットー化を防ぐ工夫。民間住宅を一定期間社会住宅に するという考え方。

主要参考文献

BA(2019): Wohn- und Kostensituation – Deutschland, West/Ost, Lander, Kreise und Jobcenter (Monatszahlen) - Oktober

BAG Wohnungslosenhilfe (2017): 860.000 Menschen in 2016 ohne Wohnung.

Bayerisches Staatsministerium für Familie, Arbeit und Soziales (2019): Sozialmietwohnungen Beschreibung

BBSR (2015): Deutschlandweit mehr Mietspiegel (https://www.bbsr.bund.de/BBSR/DE/Home/Topthemen/2015_mietspiegel.html)

 $Bundes regierung \ (2017): Dritter Bericht der Bundes regierung \ \ddot{u}ber \ die \ Wohnungs- \ und \ Immobilien wirtschaft in \ \overline{D}eutschland \ und \ \overline{D}eutschland \ \overline{D}eutschla$ Wohngeld- und Mietenbericht 2016.

Cischinsky, Holger/ Krapp, Max-Christpher (2018): Schnittstellenprobleme zwischen dem Wohngeld und der Übernahme der Unterkunftskosten im Rahmen der Grundsicherung aus Sicht der Betroffenen, IWU.

Destatis (2019): Privathaushalte und Haushaltsmitglieder

(https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/HaushalteFamilien/Tabellen/1_1_privathaushalte_Haushaltsmitglieder.html) Destatis (2019): Wohnen. Wirtschaftliche Belastungen durch Wohnkosten.

 $(https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/EinkommenKonsumLebensbedingungen/Wohnen/Tabellen/BelastungWohnkosten_Bevoelkangen/Wohnen/Tabellen/BelastungWohnen/Tabellen/Belastu$ erung_SILC.html)

Destatis (2019): Haushalte im selbst genutzten Eigentum und Mietwohnunhen nach Haushaltstyp in Deutschland 2014

(https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/EinkommenKonsumLebensbedingungen/Wohnen/Tabellen/TabellenHaushaltsstruktur.html

Destatis (2019): Wohngeldhaushalte im Zeitvergleich am 31.12.

GdW(2018): Wohnungswirtschaft begrüßt geplante Grundgesetzänderung: 80.000 neue Sozialwohnungen nötig

(https://web.gdw.de/pressecenter/pressemeldungen/wohnungswirtschaft-begruesst-geplante-grundgesetzaenderung-80-000-neuesozialwohnungen-noetig)

muenchen.de(2018): Richtwerte für Bruttokaltmiete ab 01.10.2018

(https://www.muenchen.de/rathaus/Stadtverwaltung/Sozialreferat/Sozialamt/Mietobergrenzen.html)

Welt (2016): Das müssen Sie über die Mietbremse wissen. 02.04.2016 齋藤純子(2013)「公的家賃補助としての住宅手当と住宅扶助」『レファレンス』63(12) 嶋田佳広(2015)「ドイツ住宅手当の制度と法:2009年法を経て」『札幌学院法学』32(1)